

（後面衝突警告表示灯）

第47条の3 保安基準第41条の5第4項及び細目告示第61条の3第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。

2 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第61条の3第2項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。

一 令和10年8月31日以前に製作された二輪自動車

二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和10年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と後面衝突警告表示灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの